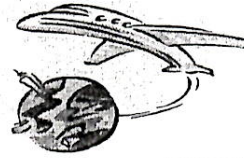


国際交流窓口・ご担当者様

弊社は、インバウンド保険・クルーズ保険等海外保険を専門に取扱い、多数の外資系企業、法人・大学・団体様にお取引いただいております。

今回は、訪日外国人向け保険をご案内いたします。
詳細は、資料・パンフレットをご請求の上、ご確認の程宜しくお願い致します。



2015年12月～

傷害事故
のみならず
病気も補償

万一の際、訪日外国人を受け入れる会社・学校・団体が負担する費用をカバーし、
安心をプロテクトするジェイアイのインバウンド保険にご加入ください。

※詳しくは「ご契約いただくインバウンド保険（旅行事故対策費用保険）の概要」にてご確認ください。

詳しくは⇒ 03-5377-1381まで

www.kaigaihoken.net

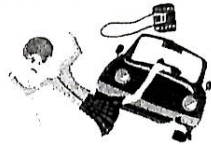
こんなとき、Jiのインバウンド保険

訪日外国人が滞在中に次のような事故に遭遇したために、訪日外国人を受け入れる会社・学校・団体が負担した費用をお支払いするものです。

見舞費用（弔慰金）・（見舞金）

ケガにより事故の発生の日から180日以内（病気の場合は30日以内）に死亡または通算して7日以上入院した場合。

- 弔慰金：旅行者が死亡した場合、負担した費用（1名30万円限度）
- 見舞金：旅行者が死亡以外の場合に負担した費用（1名10万円限度）



（※）A～Cタイプにはセットされておりません。

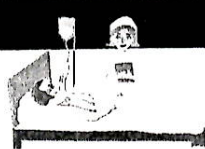
救援者費用／事故対応費用

- ケガにより事故の発生の日から180日以内（病気の場合は30日以内）に死亡または通算して7日以上入院した際にご家族の方が日本に来てもらう場合。
- 死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した場合。
- 現地および移送中における遺体処理を要した場合。
- 遭難した外国人旅行者の捜索活動を要した場合。



疾病治療費用

病気により医師の治療を受けた場合（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）。



●詳しくは「ご契約いただくインバウンド保険（旅行事故対策費用保険）の概要」にてご確認ください。

傷害治療費用

ケガにより医師の治療を受けた場合。



※ご提案書・パンフご希望の方は下記ご記入の上、FAXお願いします(03-3314-6094)

<input type="checkbox"/> 新商品! おもてなし安心プラン(短期訪日用)パンフ希望。	
<input checked="" type="checkbox"/> インバウンド保険の資料を請求希望。 (訪日旅行を主催する学校・会社法人用)	<input type="checkbox"/> オーガナイザー保険の資料を請求希望。 (海外旅行を主催する学校・会社法人用)
会社・学校名	
部署名・ご担当者名	
ご住所	〒
電話/FAX	電話: FAX:
eメールアドレス	@

※その他、メンタルヘルス付・駐在員用保険・留学用等もお問い合わせ下さい。

DAIWA GROUP CORPORATION

(株)ダイワグループ 海外保険通販センター(法人営業部)

Tel 03-5377-1381 Fax 03-3314-6094 MON-FRI 10:00~18:00

ホームページは: www.kaigaihoken.net メールは: info@kaigaihoken.net

★突然のFaxにて失礼致しました。今後、配信を停止する場合にはお手数ですが下記ご記入の上 Fax(03-3314-6094まで)お願いいたします。

御社名:

Fax No: